

令和6年度史跡妻木晩田遺跡第4 2次発掘調査測量業務 特記仕様書

1 発掘調査地の所在

鳥取県西伯郡大山町妻木字晩田 1113-1 鳥取県立むきばんだ史跡公園地内

2 発掘調査地の調査地点名

史跡妻木晩田遺跡第4 2発掘調査区

3 発掘調査地等の平面積

調査区 550 m² (別紙1)

4 業務期間 (工期)

契約日から令和7年1月31日まで

5 業務内容

(1) オルソ画像の作成

調査区内の遺構平面図を作成するため、むきばんだ史跡公園の職員の指示に基づきUAVによる空中写真撮影を行い、オルソ画像を作成する。オルソ画像の作成は、遺構検出時(550 m²)、遺構掘削終了時の(550 m²)の2面分を予定しているが、調査の状況によって追加する場合がある。

空中写真撮影の実施日は、調査の進捗に合わせて行うため、むきばんだ史跡公園の職員と協議の上決定する。なお、撮影日は2日間(遺構検出時:1日、遺構掘削終了時:1日)を想定している。オルソ画像の作成に使用する標定点については、現地に設置した国土座標(日本測地系)に基づく4級基準点及び水準点をもとに設置することとする。オルソ画像の縮尺はむきばんだ史跡公園の職員と協議して決定する。作成したオルソ画像はむきばんだ史跡公園職員に提出し、確認を受けるものとする。

(2) 遺構図及び地形図の作成

(1)で作成した遺構掘削終了時のオルソ画像を基に等高線による地形図および遺構の輪郭線をトレースした遺構図(別紙2、3。作成は1/20。対象面積は調査区の約30%を想定。)、地形図と遺構図を組み合わせた調査区全体図を作成する。これら図面の作成における校正は2回を基本とする。なお、地形図と遺構図の確認は現地で行うため、初稿は調査期間中に提出するものとする。

図のレイヤーは、むきばんだ史跡公園の職員と協議して決定する。遺構図、地形図、調査区全体図に分けて保存することとし、遺構図については、さらに個別の遺構ごとに保存する。これらの保存形式については、dxf形式のほかadobeイラストレーターCS6を使用してテキスト及びベクトルデータの再編集が可能なフ

フォーマット（a i 若しくは e p s 形式）で保存する。

6 協議打合せ

測量の協議打合せは業務着手時（1回）、中間（3回）、業務完了時（1回）の合計5回とするが、本特記仕様書に明記がない事項及び疑義が生じた場合は、その都度協議し、むきばんだ史跡公園の職員の指示に従い業務を行うものとする。

7 成果物

- ・ 地形図 1式
- ・ 遺構図 1式
- ・ 調査区全体図 1式
- ・ 画像等 1式

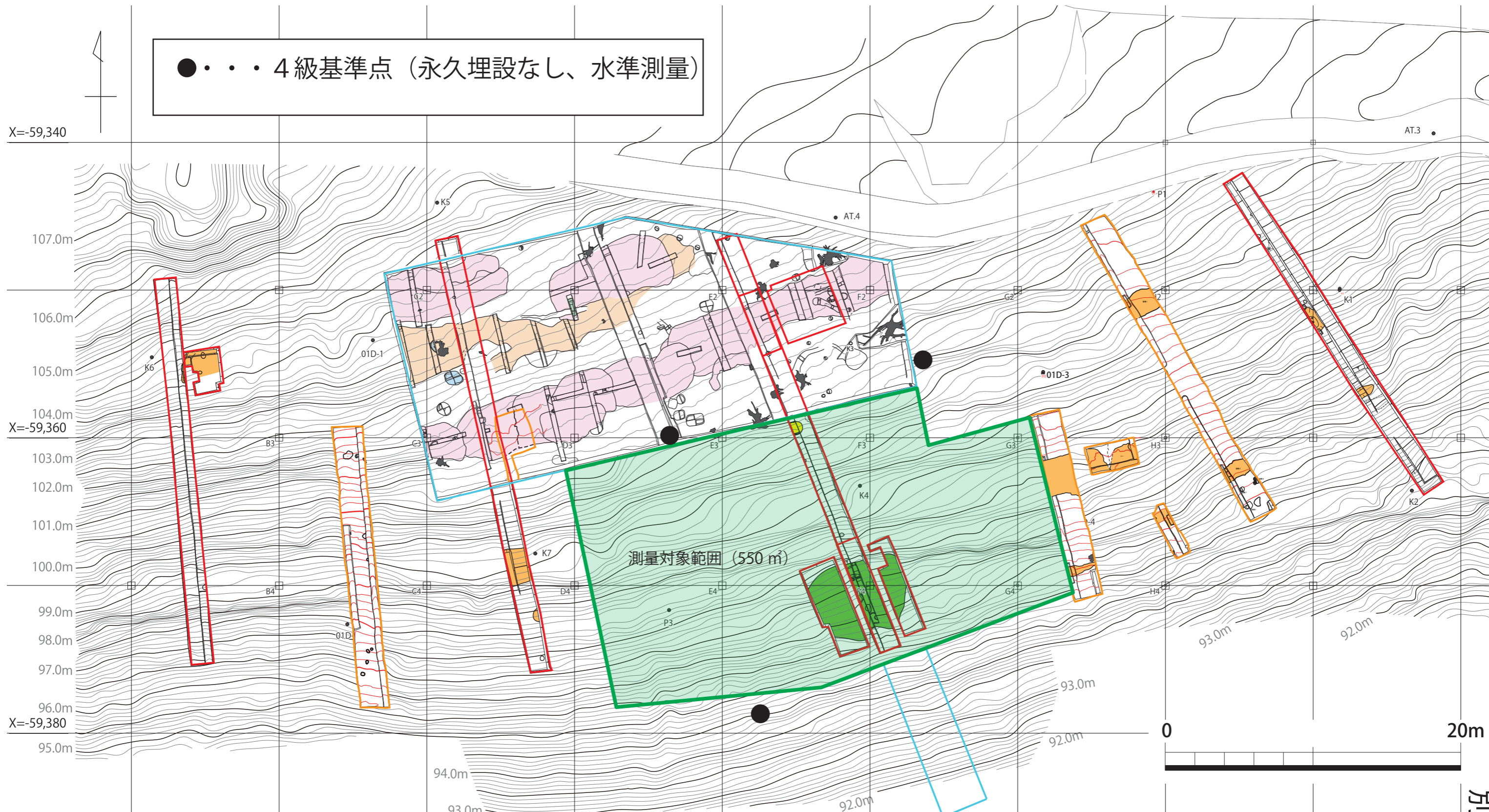
※ 全てデータとしてCD、DVD、ハードディスクのいずれかで提出すること。

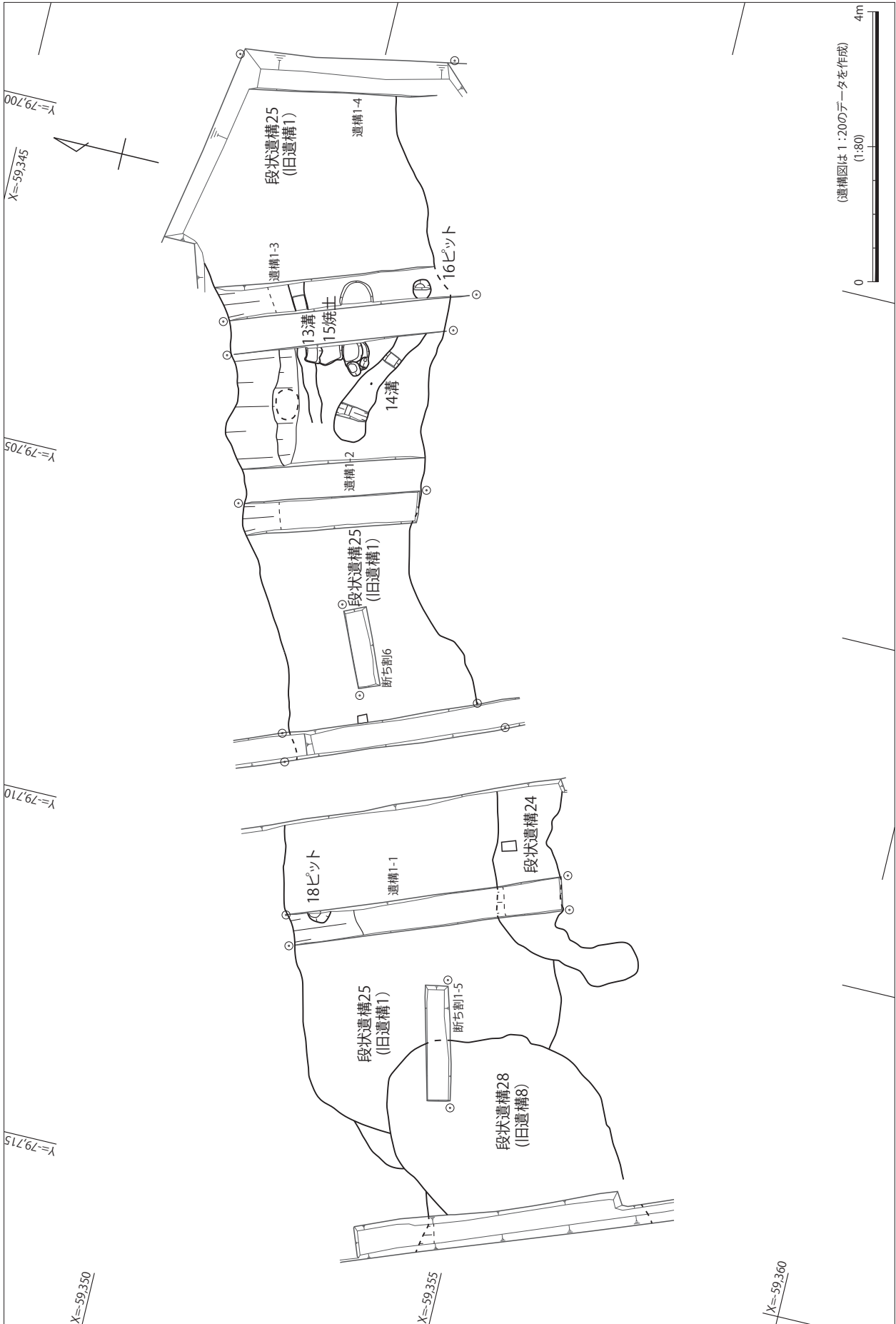
8 その他

本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は両者協議の上、適切に処理するものとする。

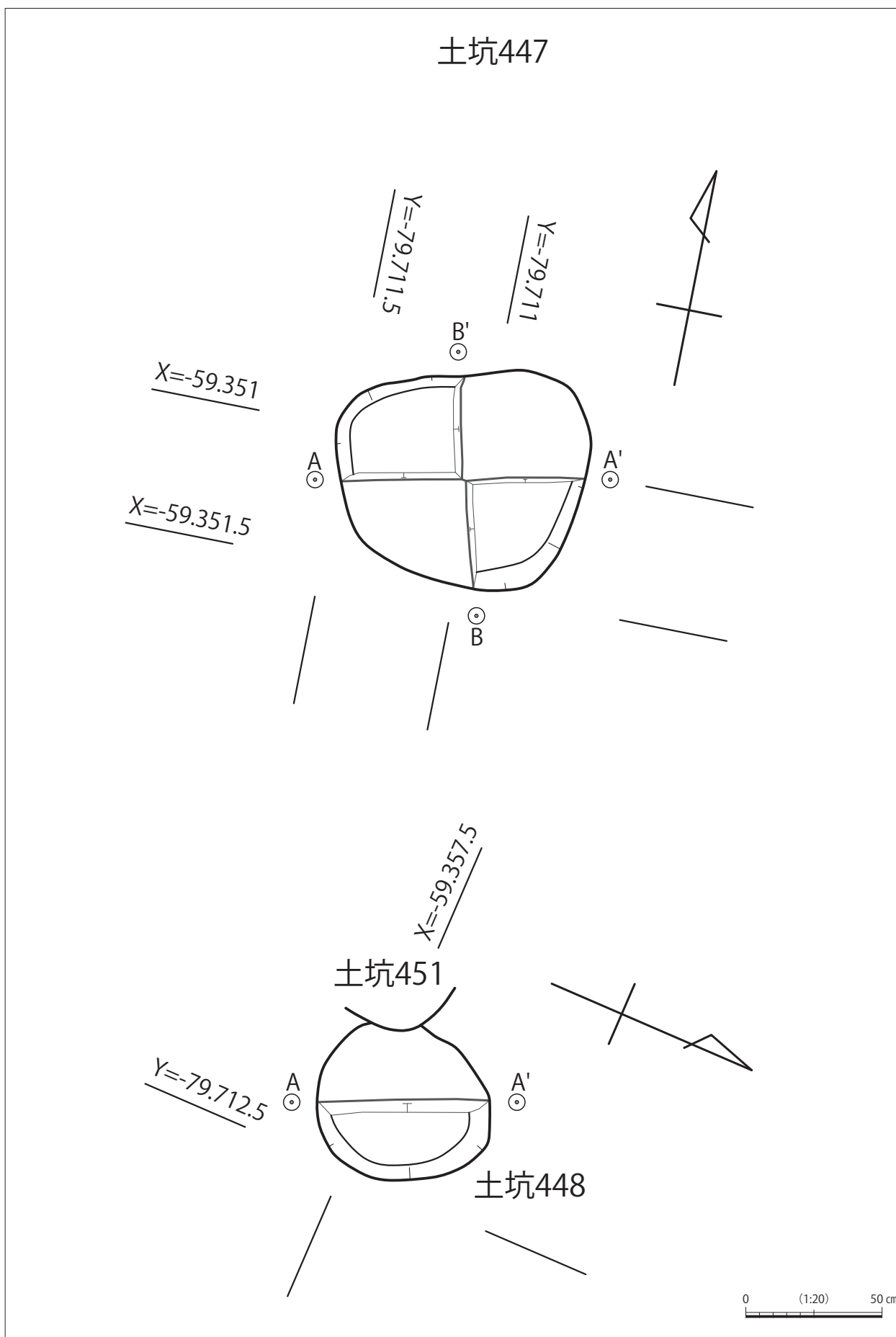
作業終了後、検査職員の検査を受けて納品するものとするが、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不備が生じた場合には、受託者の責任において無償でその誤りを訂正するものとする。本業務の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、対価の完済により鳥取県に帰属する。

令和6年度 史跡妻木晩田遺跡 妻木新山地区4区





遺構図作成例 1



遺構図作成例 2